

第8回宇城市子ども・子育て会議議事録

1. 開催日時 平成27年1月30日（金）13：30～15：50

2. 会 場 宇城市役所 2階 庁議室

3. 出席委員 9名（敬称略）

出川委員長 白井委員 中野委員 飽本委員 岡田委員 外村委員 藤田委員
梶本委員 福田委員

欠席委員 6名（敬称略）

中島副委員長 入江委員 篠崎委員 吉田委員 島村委員 木脇委員

4. 傍聴者 なし

5. 会議次第

（1）会長あいさつ

（2）議事

①第7回会議の議事録について

事務局より資料に基づき説明

○委員長：第6回、12月12日の分は今日までに訂正を事務局にお願いします。また第7回1月16日の分は、次回会議か来週中にお願いします。

②子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援計画含む）策定について

会長より資料に基づき説明

○委員：24ページ2. いじめの解消のところ、早期解決というのがメインに書いてあるのはわかりますが、いじめられた側の立場に立ったケアを行います、というような文章があったほうがよいと思います。学校側が事実を公にしないケースやいじめられた側よりも体制側のほうに立つ方が多いように感じます。

○委員：私も同じようなことを思いました。学校だけではできない部分があり、第三者機関やカウンセラー、ソーシャルワーカー等の連携です。3. にも書いてありますが未然防止がいちばんですけれども、学校だけではどうしてもできない部分があります。カウンセリング等ができるような体制、第三者機関に繋いでいじめの解消に努めますに変更した方がよいと思います。

- 会 長：意見を出しておけば修正してもらえますね。第三者機関を市が作ってやっているところもあります。親の意見を聞き、学校の意見を聞き中立の立場で話を聞くという役割を持っている機関を持っている市もあるので。第三者機関を入れることで新たな視点ができます。
- 委 員：新しく作る第三者機関というのは必要かもしれませんが、県の教育委員会にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門にしておられる方がいらっしゃいますのでうまく連携を図ったらいかがでしょうか。そういう意味での学校、家庭以外の機関、両方の立場が分って話を聞いたり意見を述べたりできるということですね。連携を図るということです。関係機関と密に、と書いてありますね。
- 会 長：第三者機関という言葉もあつたほうがいいような気がしますね。関係機関という言葉だけでイメージが出来ればいいですが。
- 委 員：パブコメでは分かりにくいかもしれませんね。関係機関というと学校関係の人は分るが、相談機関だったり病院、心理士、カウンセラーの資格を持った方等、県の方が配置していますので中学校区ごとくらいにカウンセラーはいるのではないかと思います。
- 会 長：24ページの1.「児童の権利に関する条約」の普及促進は4つ大事にされることであつて、大事な柱として意見表明権を大切にすることを唱えているので普及促進の中に生徒の意見を集約し、というのがありますが、ここは学校内における意見表明ですけれども、社会に対する意見を表明できる、子どもが意見を言う事に対して寛容である、というような考え方も書かれるといいのかなと思います。受動的な権利ばかりがクローズアップされますが、能動的な権利も条約の促進の中で進める必要があると思います。子どもの事に関する事は子どもに意見を聞くということです。文言は検討させて頂きたいと思います。
- 事務局：はい分かりました。
- 会 長：子どもあんしんコールの目標値が相談件数ではなく、周知率をあげることになっていたり、その下のカウンセリング機能等の充実では、不登校の子どもの割合を減らしていくことを目標値にあげているようです。他にもA3のプリントの上から3番目までは現在行われている事業になります。この3章に書かれていないのは児童福祉センターの3の子どもの相談に対するカウンセリング機能等の充実の中の児童福祉センターで家庭相談員が直接関わって学校の協力を得ながら、というのは事業としては書かれていませんけれども市のほうではやっているということです。全部は書かれていなくて目標値が出せるものに関してここに出しています。25ページには書いてあります。

- 委員：24ページの3.の取り組みと26ページの7.の取り組みが似たようなことが書いてありますがその違いはなんですか。特別な理由があるのですか。
- 会長：内容が重複しますね。
- 事務局：重複している様なら消します。
- 会長：8.も同じ相談体制ですね。3.の中に7.8.を入れるか。心の問題というのも入れたらいいじゃないですかね。3.7.8.を合わせる形にしますか。関連事業は8.のスクールカウンセラーですね。3.7.8.は一緒にする方向でお願いします。
- 委員：いじめでの相談体制、不登校についての相談体制、不登校は5.に関わってくるのではないのでしょうか。いじめでの相談体制をどんな仕組みにするのかということと、不登校では心の問題での不登校があると適応的な障がいでの不登校と学力不振などでの不登校があると思います。5.に書いてある適応指導教室や個別の指導、支援などがとても大切になってくるのですが、それぞれ別で考えた方がいいのかなと思います。
- 委員：3.をなくして8.に不登校とあるのも重なっているのを削除して、不登校は5.に持って行ってその中にカウンセリングも入れて。カウンセリングは全部に入ってくるのでカウンセリングを別にするのはなくそれぞれの問題にカウンセリングを入れていくのはどうでしょうか。
- 会長：今のご提案は、3.を無くして2.をいじめ、5.を不登校、8.を思春期の相談ですね、心の問題とは限らないです、性の問題もあるかもしれません。
- 委員：不登校の問題にはいじめによる不登校もあるから、そういう意味でのカウンセリングを行ったり、方向性を見つけなければということもあるのですよね。
- 会長：相談というのがひとつあって、それぞれにどういう仕組みがあるか。いろんな問題がひとつのところに集まってそれを振り分けしてみると、重複していることもあるかもしれません。
- 委員：保護者や子ども自身や学校がどこにそれを持ち込めばうまく相談体制ができるか考えなければいけないと思います。カウンセリングする人との繋ぐコーディネーターの機関とか、市の機関で児童センターだったりするわけです。
- 会長：子どもの相談の充実でそれぞれの相談の仕組みを作るといいますか。
- 委員：3.にカウンセリングとなっていますから。
- 会長：まずは相談できる場所ですよ。

- 委員：親も相談する場が欲しい、学校も欲しいと思います。
- 会長：ここに連絡すればというような、相談窓口があればいいと思います。
- 委員：児童センターだったり県の教育事務所だったりばらばらです。宇城市の場合は子どもを取り巻く環境の中で考えて、いじめ、不登校、その他の相談それぞれここで相談出来ますという体制ではないでしょうか。実際にある療育的な相談や保護者の相談や虐待関係についても、どこに相談したら児童センターに繋いでくれるのか、ということを書いてあればと思います。
- 会長：なんとかの充実というのはいいとは思いますが、子ども相談の窓口の整備、周知が必要です。保護者が電話したら悩みごとに振り分けてくれるような相談窓口の整備です。
- 委員：順番がいじめの下に来ているから、配置を変えたほうがいいのではないのでしょうか。
- 会長：いじめ、不登校、思春期。スクールカウンセラーの充実は無しでいいですかね。
- 委員：ただ学校としては、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの配置、支援体制を充実しているということをしかりと保護者に説明ができるので、その言葉も欲しいと思います。
- 会長：残したいという事ですね。今ご提案があつて訂正が入りますが大丈夫ですか。
- 事務局：はい。
- 会長：子どもに関する相談窓口を整備していくということと、いじめや不登校や思春期の体制の充実とスクールカウンセラー等はそのまま残すということによろしいでしょうか。
- 委員：5. の適応指導教室における継続的な適応指導とありますが、実際に作ってあります。そちらに通ってくるような形式なのですが、毎月報告を受けます。昨年度、今年度、参加する生徒（中学生）非常に少ない、1人か2人、ゼロの時もあり、見直しが必要です。20年位前から不登校は増えてきている。学校に来にくいけれども別の場所なら、ということでの取り組みが始まりました。1人か2人で多くて3人、それよりも多いのが保健室への登校、保健室で過ごして昼には帰る、というような子供達の今後に不安があります。学習支援室に入る子供達、授業についていけなくなった子供達は補習を受けながら学習を少しずつ進める、という二手に分かれている状況です。登校はするけれども教室に入れない子供達、市としてどう取り組むのか難しいのが現状です。小学生にもあります。小学校2年生から病気で長期入院をしなければならなかった子が3年生になって学習に対してほとんど理解ができない、基礎がない、どんな取り組みをしようかと検討して

います。人材がない、各学校来年度の予算内で学習支援員の要望を出しているところですが、不登校ではありません。

- 会 長：学校の教育推進の支援の必要な子。34ページの5. あたりですか。
- 委 員：中学校では授業の関係で、授業の空きの先生が学習支援の必要な子供達の指導にあたっています。
- 会 長：28ページの乳幼児健診の充実で目標値が100%ではなく、98%にしたのは何か理由があるのですか。到達率としてはそこなのだろうとは思いますが。
- 事務局：もう一度検討します。目標100%に掲げるべきだと思います。
- 委 員：28ページ歯の健康づくりの文章の方ですけど、保育施設でのフッ素洗口を実施とありますが、保育所、幼稚園、認定こども園、全部を含めて保育施設ですか。保育をしている施設なのでしょうか、保育園ということなのでしょうか。
- 事務局：前回の計画をそのまま引き継いであるだけですので、保育施設というのはおそらく全ての施設を合わせておりますし、歯の健康づくりの充実ということであれば学校現場でも始まっています。
- 委 員：小学校でも本年度の途中から始まっております。県が進めています。小学校では週1回やっております。
- 会 長：保育施設というのは全体の、という事ですね。小学校というのも入れてもいいですね。
- 委 員：これも現状地と目標値が下がっています。
- 会 長：むし歯なので下がっている方がいい、減らしていこうということですね。
- 委 員：保育施設と学校で始まっているのであれば学校とすれば幼稚園も含むのでいいかなと思ったのですが。
- 委 員：将来的に中学校までフッ素洗口を広めようという思惑はあるのですか。
- 事務局：検討はしている段階です。
- 会 長：今は出来てないから書けないですね。
31、32ページの14. と20. はボランティア活動の普及・促進で同じですよ
ね。一緒にしますか。
- 委 員：事業名が違いますね。
- 会 長：子どもが参加するというのと、リーダーを作っていくということです。14.

と20. は同じようなことですよ。子ども自身による、を入れるかどうかということですか。

○委員：少し戻って29ページの7. ですがADHDは注意欠如ですよ、違いますよね。あと自閉スペクトラムとかに変わっているの。変えた方がいいのではないのでしょうか。

○会長：確認してください。

○事務局：はい。

○会長：31、32ページのところは14. と20. を一緒にするという事。

○委員：32ページの18. なんですけれども乱用の防止とか、意味は解るがさせないようにする。情報提供・啓発とするよりは防止の方が上に来て影響の情報提供・啓発を下に持ってきた方がいい。

○会長：18. は文と題を反対に。さっき言われた34ページ5. できめ細やかな指導と充実のところに学習支援員の活用というのをいれますか。

○委員：文字として表す必要はないですか。学校に行く事ができない子どもの立場に立ったことを明記する必要はないのでしょうか。集団の中には入れないけれども自分の行先がある、ということも5. の中にいれてみてはどうでしょうか。これだけで十分ですか。先生がおっしゃるような保健室登校、それをよしとするのではなく、集団の中には入れない子供達が、集団の中に入らなくても勉強が出来る機会が得られますということを明記してはいかがですか。基本的に保健室登校は、認められてはいないのですか。

○委員：教室に行くことが出来にくくなった子供達、家庭にいた子供達とつながりを持ちながら、学校に足を向けて学校で過ごせる場所、その子が落ち着ける場所、気を使わずに過ごせる場所というのが必要になります。その場を作る。空いている部屋があったので、最初から作ってあるのではなく後から作ったという状況です。

○委員：一人ひとりに応じたというところで、特別文字として表す必要はないですか。

○会長：ここは指導の充実なので、保健室登校は指導のところには入らないのですか。

○委員：その子たちも朝から制服着て学校に行くことは出来ている、となるとその子供達が安心して居る場所があるというのはとても大事ことじゃないのでしょうか。

○会長：学校生活の充実みたいになるのですかね。豊かな学校生活を送れるための支援ということですね。

○委員：きめ細やかな指導と場の充実、みたいに文言をできないのでしょうか。

- 委員：教室の指導の場に、参加出来ない子供達が少なからずいます。今実際にやっていますので、参加できない子どもについても学習支援員を活用して授業を進めますといれたらどうでしょうか。県でも通級教室だったり、市でも学習支援員を非常勤職員の配置というのを予算枠内でやっています。15名枠だったのが25名枠で今やっています。できたらもう少し増やしてほしいと思います。
- 会長：5. の下に適切な文言を提示していただけるといいかなと思います。
- 委員：35ページの8. の連携のところで、小1プロブレムだけではなく、情報の共有、職員間も情報の出し合いとかしているところもあるので、学校施設間の情報の共有と連携、とか。
- 委員：小中連携プログラムを作成して連携して進めているというのが書いてあったと思います。生活面の指導であったり、学習に関わる進め方だったりです。0才～中3まで中学校区ごとに作ってあるので、そのあたりも付け加えてあげるといいかなと思います。P3の8. 小1プロブレムのことを書いてあるその横に書いてあります。
- 委員：36ページ12. ですが性感染症をエイズだけ取り出しているのは敢えてですか。頭を性感染症の情報提供と予防の啓発として、下にもう少し具体的に書いた方がいいと思います。
- 会長：12. は頭のエイズなど、は取って、下にエイズなどの性感染症の文言を入れながら記載したらどうかということですね。
- 委員：36ページの11. 学校におけるスポーツ環境の充実というところで、今後5年間という計画でしてあったが、小学校の部活動については4年後を目途に無くす方向で進んでいます。市教育委員会の方では市の方で部活動検討委員会を編成する、各学校も部活動検討委員会をそれぞれの学校で作っていくという方向です。中学校はいいのですが、小学校については検討していきますというような何か言葉が入ってもいいのかなと思います。
- 会長：方針が委員会とかで決まっているなら、方針に基づいて整備を進めますというのはどうですか。
- 委員：県の方針が2月に出るということです。
- 事務局：部活動の話で、小学校については文言を変えて入れたいと思います。
- 委員：学校という文字ではなく児童、生徒のスポーツ環境の充実という言葉にしたらだめですか。小学校は代わりにスポーツクラブ活動が始まるのでしたかね。地域クラブ活動になるのであれば、児童、生徒という表現を変えるのはどうですか。

- 事務局：名称等については、正式に確定しておりませんので、小学校、中学校についても現段階で分かっている範囲で中学校は部活動、小学校については検討委員会の結果を踏まえてとなるのでここでは詳しく記入するのはまだ出来ません。差し支わりのない範囲で文言を考えてみたいと思います。
- 委員：部活動を充実させると書いてありますが、中学校はそれでいいと思うが、小学校の場合は無くす方向ですので、その辺りも検討して頂ければと思います。
- 会長：充実した学校教育等の推進の中に入っていますので、児童、生徒でもいいと思います。
- 委員：クラブになった時が学校外活動になるので大丈夫かなと思います。
- 委員：38ページの(2)1. 障がい児理解のための啓発のタイムケアサービス事業は、理解のための啓発事業ではないと思うので、持ってこられるなら40ページの8. と思います。A3の38のところにもあるボランティアスタッフの参加を増やすため、というような文言が啓発になるのかなと思います。事業そのものはボランティアを育成するためのものではないと思うので、40ページの8.の方がいいのかなという気がします。
- 会長：実際は支援の内容ですね。
- 委員：37ページの16. は中学生と乳幼児のふれあいになっていますが、小学校6年生もされていないですか。
- 委員：している所としていない所があります。
- 委員：している所があるなら小中学生としてもいいのかなと思います。38ページの啓発のところに「よかところファイル」の周知、啓発、利用促進をぜひ入れてもらいたいです。
- 会長：37ページの16. 17. とか数値が出せそうな感じがします。ふれあい体験やっている学校の数だったり、健康診断もやっていますよね。数値目標が出せるのかなと思います。
- 委員：定期の健康診断、必ずしなくてはならないのではないのでしょうか。
- 委員：健康診査ではないのではないのでしょうか。
- 事務局：健康診断に訂正します。
- 委員：充実とはどうするのですか。実施と活用なら分かりますが。
- 会長：健康管理が出来るように。自分の身体のことに関心を持つとか子ども達ができるようになるといいと思います。

- 委員：自己管理力の充実とか。自分で管理する力をつけるという事ですよ。
- 委員：診断した結果の活用を図ります。どう活用するかは具体的な事になる訳ですが。
- 会長：14.も健康教育で18.も健康教育と、薬物は32ページにもありましたね。どこですのかですよ、学校や地域ですよ。それでも14.と18.は同じような感じですね。
- 委員：学校教育としての薬物は残した方がいいと思うのですが、18.との兼ね合いは考えた方がいいと思います。
- 会長：17.も18.と14.も一緒にしますか。18.を残して14.を消すかたちですかね。
- 委員：学校側として喫煙や薬物というのは取り出してほしい。
- 委員：14.のように書かれては困るなというのがあります。低学年から段階的にやっています。薬物乱用防止についてはある程度理解ができるような学年になってからというのがあって、大体6年生で薬物乱用防止教室というのを薬剤師さんに来ていただいてお話をしながら、事前事後に担任による指導を進めている。ただ小学1年生でもタバコの誤飲などが考えられますので、その辺の指導は生徒指導の中で進めていかなければならないのではにでしょうか。段階的にするという事で理解して頂きたいと思います。小学1年生で薬物乱用防止の学習をするわけではありません。実際に危険ドラッグの見本を持って来たりして説明されるので、ある程度理解ができる年齢になってからということになります。6年生、中学生で興味を持ち、誘われてする可能性が増えてくるということがあると思います。
- 会長：14.も18.に入れるかなにかして、最後に段階的に学べるようにしていきます、と入れたらいいですね。
- 委員：段階的にというのが大事です。
- 会長：子どもも理解しやすくなりますね。37ページは14.を無くして、18.に入れて、最後に段階的に学べるようにしていきますというのを。段階的にという言葉が大切だと思います。
- さっきのボランティアの募集とか養成だったらここに入るということですか。
- 委員：38ページの1.です。啓発の下の文章が違うかなと思います。40ページ8.在宅心身障がい児に対する支援の充実のところですけど、27年度からは計画相談が必須で計画相談に基づいてサービスが実施されますので、その事業所が少ないです。できればその相談事業所という文言を入れてもらおうと、気持ち充実が図れるかなと思います。事業所が少なく、児童発達支援を受けたいとおもってらっし

やる保護者を回りきれていないのが、現状です。

○会 長：相談支援事業の充実、ということですね。それは入れられそうですか。

○事務局：はい。

○委 員：地域医療センターとよく提携しますので、サービスの内容からすると8. かなと思います。

○会 長：その中のひとつですよね。

○委 員：どこに入れるのが適切か分からないが6. か7. かではないでしょうか。宇城市で進められている地区ごとの連携協議会を支援体制の強化ということで実施されている、定期的な相談会があります。資質向上と情報の共有というところで6. ではないでしょうか。文言として地区ごとの連携協議会というのをに入れて欲しいです。

○会 長：各地区の連携というのは何がありますか。

○委 員：中学校区ごとに事業を行っています。三角だと小学校、中学校、保育園、市の方から教育総務課、保健師さん等に来ていただいていたの連携協議会というのを年に4回開いて、子ども達の発達支援での協議をする、というのを進めています。

○教育総務課：A3のプリントの中では各箇所にて特別支援連携協議会という言葉は入れていまして、関連事業名のところには入れておりませんでしたので、反映できていなかったのこの言葉をこちらの方にもどこか他の箇所に入れて説明をするようにしたいと思います。

○事務局：7. に入れるということですか。

○教育総務課：全体的に重なっていますので、どこに入れるかはこちらの方で検討させていただいてから提示できればと思います。4. も関連しますので。

○会 長：ではそこで書いていただいとということでもいいですね。

○委 員：先ほども申しましたけれども、LD、ADHDのかっこ書きが揃えられていないので揃えて下さい。

○会 長：合わせるとのことですね。

○委 員：10. については目標値とか出ないですか。

○会 長：何か所受入れみたいなことですね。

○事務局：基本、全施設受入れ体制です。

- 委員：程度によらず、ですか。
- 事務局：受け入れについては、各学童にまかせています。
- 会長：受け入れだけでなく、受け入れた方の充実です。受け入れるために研修など入れたほうがいいですね。
- 委員：勤務に携わる人の資質の充実とか、研修会の実施とかですね。
- 委員：ハード面も整えておかないといけないと思います。ハード面が整っている場所はあるのですか。
- 事務局：車いす対応など、今工事しています。
- 会長：ハード面とソフト面の充実、両方です。
- 委員：41ページ9. 障がい児とその家族に対する支援の3行目、また、からが支援なのですか。内容が異なる事ですよ。
- 会長：違いますね。
- 教育総務課：また、以下のところは特別支援学級に通う児童・生徒への就学奨励費です。修正します。
- 委員：追加で書けるなら、宇城市が実施されているのによかところファイル利用者の場の提供というのを記載してほしいと思います。
- 教育総務課：よかところファイルを利用されている方々に対して相談会を開いたりしています。
- 委員：お互い悩みとかを相談できる場があることが重要です。
- 委員：46ページについて、書く必要はなく情報として知れたらと思うのですが、ホームページ上のというので、いわゆるSNSのようなフェイスブックなど簡易的なものを作られる予定はありますか。
- 事務局：今のところないです。
- 会長：47ページの7. 親子のふれあい事業は回数や何か所でやっているとか、目標値があるといいですね。
- 事務局：表現が難しいNPプログラムに関してはグループ支援12人で8回講座。昨年は希望者が多かったので臨時で2回講座をしますということでお知らせしています。今年度はそのあと自主サークルになります。保護者同士で情報交換ができたりします。

- 委員：NPとは何ですか。
- 事務局：スウェーデンの育児法でノーバディパーフェクトプログラムと言います。完璧な親はいない。いろんな悩みを出しながらお互いに認め合って、自分ひとりが悩んでいるのではない、自分の思考をプラスに変えていくということです。
- 委員：言葉がわかりませんね。
- 事務局：カッコ書きで入れましょう。団体があって名称がそのまま登録されているので、注釈をつけます。
- 会長：文言が分るように、後ろのほうにまとめて注意書きでもいいですね。
- 委員：8. は、男性の参加についての啓発ということですがけれど、参加率みたいな目標値とか出せますか。結構高いと思います。
- 会長：どうやって測るかです。アンケートとか。言葉だけより数値があったほうがいいとは思いますが。
- 委員：47ページの9. 虐待防止等に向けた体制の充実のところ、【再掲】なので25ページの4. と同じと思います。個別ケース検討会議は8回開催されているのですけど、こういうのは随時、虐待案件が持ち込まれた時には会議があるのですか。
- 事務局：虐待だけではない場合もありますけれども、たまには警察がらみのケースであったりします。まず情報を共有して今後どのように役割分担して関わっていくかというような会議になります。いろいろです。開催の要望があった場合にうちのほうが主催で開催しています。
- 委員：要望を出すのはどこですか。
- 事務局：子どもに関わる関係機関で保育園だったり学校だったり。個別ケース検討会議とは別に教育委員会のスクールカウンセラーとかSSWで対応されているケースの会議もされます。それに参加する場合があります。
- 委員：障がい児か障がい児でないかで、案件の取り扱いは変わらないのですか。
- 事務局：養護児童であれば。ただ障がい児の対応ということになれば障がい児所管での会議の開催は可能です。
- 委員：障がい児がほったらかしになっているとかですか。
- 事務局：DV、ネグレクトということになります。
- 委員：仮に虐待というラインがあるとすると、虐待の領域に突っ込んでいるケースと虐待ストレスだなどという時があって、ストレスの時も相談していいのでしょうか。

どの段階で報告するのか、どういう道筋でいくのか、保健師さんに相談してもすぐにやってくれる所となかなかやってくれない所とあるではないでしょうか。どの道筋があるのか知りたいです。

○事務局：児童虐待の通告に関しては、虐待を受けた子どもというのが前提だったけれども、法が改正されて、虐待を受けたと思われる子どもも加わっていますので、心配なケースの情報提供、通告も最近は増えてきています。実際に家庭訪問したり面接したりして全く心配がいらぬケースもありますし、環境が変わって改善したケースもありますし、実の所が分からないので周りで注意深く見守っているケースもあります。即会議をしたから何かの方策ができて改善するわけではなく、みんなで関係機関が知っていることで一番前面に立っている機関だけに責任が行かないように。いちばんは関わりの深い所から情報共有しながら、虐待の可能性が強いとなればうちが通告を受けて児童相談所に相談をして、児童相談所の方が対応します。

○委員：7. 親子ふれあい支援事業のところ、親育ちの支援事業でNPプログラムが12名と決まっているという話でしたが、県が進めている親の学びのプログラム関係はどうか、また別ですか。

○事務局：事業的にも別ですし、以前はNPプログラム12名集めるのに四苦八苦だったのですが、昨年はホームページに載せたのと親子あそび教室に参加している方々へのお誘いで実際14名くらいお断りしなければならない状況でした。

○委員：NPプログラムだけということですか。

○事務局：そうですね。5歳未満の保護者に対してのプログラムとなっています。

○会長：さっきの親の学びプログラムも入るのは入りますね。入れてもいいですね。

○教育総務課：県の事業なのでずっと続くかはわからない。検討してみます。

○委員：ファミリー・サポート・センター事業ですけど宇土市は半額助成という話は聞いたことがあるんですけど、宇城市はファミサポ利用時の料金の助成とかはないのでしょうか。

○事務局：今はないです。

○委員：結構、出産時とかにファミリーサポートから保育園幼稚園にお迎えに行くケースがあります。数は多くないですが。

○会長：51ページ4. 5. はひとり親家庭と母子家庭と分けているが同じでもいいのかなど。ひとり親家庭で統一してください。

○事務局：どちらでもいいですけど。ひとり親家庭で統一します。

- 会 長：53、54どうですか。55、56でどうですか。
- 委 員：7. のタテの関係、ヨコの関係とは違う「ナナメの関係」という表現が分かり易いかどうか。分かりにくいと思います。
- 会 長：ナナメの関係は何ですか。地域の力を借りる、とか。7. 8. 9. まとめていいですね。57、58はハードとソフト面のところですね。
- 委 員：学童保育所の先生方は、資格などは特に定められていないのですよね。
- 事務局：持っているほうが望ましいです。経験2年以上あれば大丈夫です。
- 委 員：難しいとは思うが、研修の機会がもう少しあればと思います。
- 事務局：指導に行ってもらう形で、年に何回かあります。
- 委 員：学童保育所は、学級崩壊の教室を見ているかのような現状があります。
- 会 長：先生の資質の問題もありますが、どこがやっているのですか。
- 事務局：保護者会です。
- 会 長：保護者会が積極的にやっていってもらわなければならないです。
- 事務局：職員の採用では資格を持っている人を採用したいという事でハローワークには出しているが、単価が安いし、時間も短いということでなかなか見つかりません。
- 会 長：ただ資質の向上とかは言っていないといけないと思います。障がい児もそうではないでしょうか。
- 委 員：学童保育を運営している保護者の方々も役員の方々も毎年変わっていくのが現状です。短い方で3年です。そこに保護者が重きをどれだけおくかというのはあると思います。
- 会 長：ハード、ソフト面の整備。学童は場も狭かったり整備が必要ですよね。保護者間同士、学童同士の連携、連絡協議会みたいのがあると困ったことを話してというのがあればいいと思います。保護者会もです。
- 事務局：しばらくお休みしていましたが、今年から年3回あります。
- 会 長：かけこみ110番、5年間で10件だけですか。やめるところもあるのですか。850件で充分ですか。
- 事務局：各行政区で10本とか15本とか。
- 会 長：もう少し上げた方がいいかと思います。よくなった感じがしません。かけこみ110番の周知率とか。

- 委員：62ページの防犯活動のところに、子どもに声掛け件数、宇城市も月に2、3件小学生の声掛け事案があるようなので、MPあんしんメールの加入の広報などがあるとよいのではないのでしょうか。
- 会長：情報提供を強化し、みたいなことですか。そういうものの利用促進とか。63、64で9. と17. をまとめることもできますね。またお気づきの点がありましたら、いつまでだったら修正大丈夫ですか。
- 事務局：水曜日までをお願いします。
- 会長：策定については、来週の水曜日までをお願いします。

③その他

利用定員の変更について事務局より説明

- 会長：質問よろしいですか。 それでは子ども・子育て会議を終わりたいと思いますが、事務局のほうから連絡事項をお願いします。
- 事務局：今後の日程につきまして、会長のほうからお話いただきましたが、パブリックコメントの実施を2月6日ぐらいから20日間を予定しております。修正等で時間がかかった場合はもう少し遅れる可能性もありますが、予定はこの期間で行う予定です。その後パブリックコメント中に意見等があった後に今年度の最後の会議をして、みなさまの意見に対して何かあればということと、この修正点を最後に、成案をみなさまにお示ししたいと思います。日程は3月上旬を予定しております。日程は調整を行った後に通知をしたいと思います。